

第10号議案

亀岡市都市公園（亀岡運動公園・さくら公園）
に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和2年2月12日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
亀岡市都市公園（亀岡運動公園・さくら公園）
- 2 指定管理者となる団体の名称
亀岡市パーク commons
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで